

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う管理対象区域等の変更）に係る面談
2. 日時：令和3年11月5日（金）10時00分～10時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

高松専門職、横山係長、久川係員

福島第一原子力規制事務所

坂中原子力防災専門官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う管理対象区域等の変更、令和3年2月17日申請受理）に関して、令和3年11月4日に受理した補正申請により記載の適正化を行った内容について、資料等に基づき以下の説明があった。
  - 3号機は使用済燃料の取出しが完了していることから、崩壊熱の発生はなく冷却機能が不要となったことから、二次系共用設備配管の撤去を行うこと。
  - 使用済燃料プール循環冷却系の非常用注水設備の代替注水手段であるコンクリートポンプ車は現在構内に3台あるが、海外製品であり部品調達が困難であること、メンテナンス企業による構内での点検ができないこと等から、不具合があった場合に部品調達ができ、メンテナンス企業による構内での点検が可能な国内製の高所送水車1台を新たに追加すること。
  - 高所送水車はコンクリートポンプ車とアーム可動範囲等、仕様が劣る点があるが、必要とされる注水機能には問題がないこと。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

#### 6. その他

資料：3号機使用済燃料プール内の燃料取出し完了に伴う変更及び高所送水車配備に伴う非常用注水設備の代替注水手段の変更